

令和3年4月16日

保護者様

千葉県立柏高等学校  
校長 鈴木 実

県立学校における出席停止措置について（お知らせ）

春陽の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に御理解と御支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン（令和3年3月24日版）」に示されているとおり、本校では感染・濃厚接触者以外の場合であっても、個別に判断し出席停止の措置を取ることがありますのでお知らせいたします。

状況		児童生徒等の出席停止等の取扱い
1	発熱や風邪症状がみられる場合	「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。
2	児童生徒等に症状等はないが、同居する家族に発熱や風邪症状が見られる場合	感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とすることが可能である。
3	同居する家族が、濃厚接触者に特定されPCR検査等を受ける場合	PCR検査等の結果が判明するまで、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とすることが可能である。
4	児童生徒等又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査等を受けた場合	PCR検査等の結果が判明するまで、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とすることが可能である。
5	医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでない判断された場合	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。
6	海外から帰国・再入国し、2週間の自宅等での待機を要請された場合	その期間は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。（その後、健康状態に問題がなければ登校可）
7	児童生徒等に症状等はないが保護者から感染が不安で学校を休ませたいと相談された場合	例えば生活圏において感染経路不明の患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合、その他校長が必要と認める場合「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。

<参考> 千葉県教育委員会 新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン（令和3年3月24日版）

今後、最新の情報については、本校のホームページや、連絡用の保護者メール等を活用してお知らせいたします。不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

担当 千葉県立柏高等学校  
教頭 佐々木 健  
鈴木 妙子  
電話 04(7131)0013